

平成 21 年

新 城 市 教 育 委 員 会

11 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成21年11月新城市教育委員会臨時会会議録

1 日 時 11月29日（日） 午後9時00分から9時30分まで

2 場 所 教育長室

3 出席委員

馬場順一委員 菅沼昌人委員 中根正介委員
筏津順子委員 和田守功委員

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘庶務課長
小西祥二学校教育課長

5 書 記

松山立夫庶務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 議案の審議

第11号議案 委員長の選挙について

第12号議案 委員長職務代理者の指定について

第13号議案 教育長の任命について

教育部長

おはようございます。本日は日曜日にもかかわらず臨時教育委員会会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。既にご承知のとおり、昨日（11月28日）をもって、菅沼委員、和田教育長の任期が終了し、本日から両委員におかれましては、去る11月20日の臨時市議会におきまして任命同意され、一昨日に市長からの任命辞令を受けられ、再任されておりますことをご報告申し上げます。

委員長が不在でありますので、まず、委員長が決まるまでの間、議事の取回しをしていただきます仮委員長の選出を行います。どなたかご推薦していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

中根委員にお願いしたいと思います。

教育部長

それでは、中根委員お願いいたします。

仮委員長

ご推薦をいただきましたので、委員長が決まるまでの間、議事進行を勤めさせていただきます。

日程第1 議案の審議 第11号議案 委員長の選挙について

仮委員長

それでは、日程第1議案の審議に入ります。「第11号議案 委員長の選挙について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

庶務課長

委員長の選挙につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期は1年と定められております。したがって、馬場委員長におかれましては11月28日をもって委員長の任期が満了となっておりますので、あらためて委員長を決めていただくものであります。なお、選任方法であります。同法第12条第1項及び新城市教育委員会会議規則第2条第1項の規定により無記名投票または同条第2項の指名推薦による方法がありますので、よろしくお願いたします。

仮委員長

事務局からの説明が終わりました。委員長の選出をします。選出方法は無記名投票と指名推薦の二通りの方法があります。いかがいたしましょうか。

委員

指名推薦の方法でお願いします。

仮委員長

指名推薦でという発言がありました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

仮委員長

異議もないようですので、委員長の選出方法は指名推薦といたします。推薦をお願いします。

委員

馬場委員を推薦します。

仮委員長

馬場委員が推薦されました。他にございませんか。

他にご意見もないようですので、馬場委員を委員長とすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

仮委員長

異議なしと認めます。馬場委員を委員長とすることに決しました。委員長に選出されました馬場委員に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

委員長

(あいさつ)

仮委員長

ありがとうございました。新しい委員長が決まりましたので、ここで議事進行を馬場委員長と交代します。これまでの議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

日程第1 議案の審議 第12号議案 委員長職務代理者の指定について

委員長

それでは、引き続き議事の進行をさせていただきます。「第12号議案委員長職務代理者の指定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

庶務課長

委員長職務代理者の指定につきましては、菅沼職務代理が11月28日をもって任期満了となっており、現在委員長職務代理者が不在でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に基づき指定していただくものであります。選出方法につきましては、新城市教育委員会会議規則第3条の規定に基づき、委員長と同様に無記名投票若しくは指名推薦によることとされております。

委員長

事務局からの説明が終わりました。選出方法は委員長と同様であります。いかがいたしましょうか。

委員

指名推薦をお願いします。

委員長

指名推薦でという発言がありました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長

異議なしと認めます。それでは、指名推薦で行います。推薦してください。

委員

筏津委員を推薦します。

委員長

筏津委員をという推薦がありました。他にご意見がありますか。

他にご意見もないようですので、委員長職務代理者に筏津委員を指定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長

異議なしと認めます。委員長職務代理者は筏津委員に決定されました。それでは、筏津委員ご挨拶をお願いします。

職務代理者

(あいさつ)

日程第1 第13号議案 教育長の任命について

委員長

次に、「第13号議案 教育長の任命について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

庶務課長

和田教育長は11月28日を持って任期満了となっており、現在教育長が不在でありますので、新たに教育長を選任し任命していただくものであります。教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に基づき、教育委員長以外の教育委員の中から教育委員会が任命することになっております。選出方法につきましては、特段の規定はありません。

委員長

選出方法については特に定めがないようですが、選出方法についていかがいたしましょうか。

委員

指名推薦で行うことを提案します。

委員長

ただいま指名推薦のご提案がありました。指名推薦による選出でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長

異議なしと認め、教育長の選出は指名推薦により行います。推薦してください。

委員

和田委員を推薦します。和田氏は、県教育委員会小中学校人事主幹や東三河教育事

務所次長を始め豊富な教職経験を有し、前期の教育長を務め、教育行政に深い造詣と熱意を持ち、行政運営能力にも優れ、実務にも精通、練達されておりますので、適任であると思います。

委員長

ただいま和田委員を教育長に推薦する旨の発言がありました。他にご発言はありますか。

特に発言がありませんので、指名について採決を行います。この件につきましては、和田委員の一身上に関することでもありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥の規定により議事に参与することができませんので、和田委員の退席を求めます。

(和田委員退席)

委員長

それでは引き続き教育長の任命についてを議題とします。教育長に和田委員を任命することについてご意見がございましたらお伺いします。

ご意見もないようですのでお諮りします。新城市教育委員会教育長に和田委員を任命することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長

全員挙手。よって、新城市教育委員会教育長に和田守功委員を任命することに決定しました。それでは、和田委員の入室を求めます。

(和田委員入室)

委員長

ただいま、和田委員を教育長に任命することに決定しましたので、ここで教育長任命の辞令交付を行います。

(委員長より辞令交付)

(委員長よりあいさつ)

(教育長よりあいさつ)

委員長

以上で本日の議事日程は全て終了しました。これをもちまして、11月臨時教育委員

会会議を閉会します。

委員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記